

国際課税委員会（第22回）の概要

平成20年9月18日、経団連会館にて、第22回の『国際課税委員会』が開催されました。今回は、東京国税局本田光宏氏に、「OECDにおける移転価格税制の動き」と題して、氏のこれまで勤務されてきたOECDの検討状況をお話しいただきました。

報告の概要（別添資料 参考）

OECDでの問題意識は、次の3つ。1、移転価格ガイドラインのアップデートの問題、2、移転価格ガイドラインの応用の問題、3、二重課税の確実な排除の問題である。

1については、比較可能性の検討が、比較対象取引・企業（コンパラブル）を選定するプロセスにおいて、十分に行われていないのではないかという懸念があり、他方で、比較対象取引に係るデータの入手が実際には困難な状況の認識がある。理論面と実際の適用面のバランスのとれた観点から、移転価格ガイドライン（第1章：独立企業原則）のアップデートの必要性が生じている。

比較対象取引の選定プロセスでは、幅広い情報収集（業界情報、企業情報等）対象年度の選定、比較可能性の分析・検討のための関連取引に係る機能分析等が課題となっている。

利益法は、移転価格ガイドラインでは、「その他の手法」（第3章）として、ラスト・リゾートの位置付けとなっている。現在の移転価格ガイドラインが定められた1995年以降の利益法に関する加盟国、納税者の経験の反映である。この問題は、比較可能性のアップデートの問題と密接に関連している。

取引単位営業利益法の課題は、比較可能性として、他の算定手法と同様な比較可能性の検討が必要であるが、他方で入手可能な情報の制約についても考慮が必要である。利益指標としては、営業利益の範囲（関連取引に限定、営業的性質を有しない項目の除外）、指標（分母）の選択（比較可能性、バリュー・ドライバー、合理的な算定等）等が課題となる。

PE帰属利得の問題は、支店等のPEについての独立企業原則に基づいた所得の算定の明確化である。「企業の利得」には、関連事業活動アプローチ vs. 機能的分離企業アプローチの2つがある。OECDは、Authorised OECD Approachとして、「機能的分離企業アプローチ」を採用した。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。